

周南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例制定について

周南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月20日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

(周南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 周南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年周南市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第11条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第11条の2 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員に対して、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、常勤職員の例により支給する。基準日前1月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員についても同様とする。

第20条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第20条の2 給与条例第21条の規定は、任期の定めが6月以上で、基準日において、1週間の勤務時間がフルタイム会計年度任用職員の4分の3以上の勤務時間があるパートタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前項により準用する給与条例第21条第2項に規定する職員の区分ごとの総額は、別に規則で定める。

3 第1項により準用する給与条例第21条第3項に規定する勤勉手当基礎額は、別に規則で定める。

(周南市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 周南市職員の育児休業等に関する条例（平成15年周南市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「会計年度任用職員を除く」を「当該職員が会計年度任用職員の場合にあっては、会計年度任用職員給与及び費用弁償条例第11条の2又は第20条の2に規定する勤勉手当の支給を受けることができる会計年度任用職員に限る」に改める。

(周南市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第3条 周南市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成15年周南市条例第229号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「、第15条」を削り、同条第2項中「第14条」の次に「及び第15条」を加え、同条第3項中「、第13条の2及び第15条」を「及び第13条の2」に改める。

(周南市ボートレース事業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第4条 周南市ボートレース事業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成26年周南市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項中「、第16条」を削り、同条第2項中「第15条」の次に「及び第16条」を加え、同条第3項中「、第14条及び第16条」を「及び第14条」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(参 考)

周南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表（第1条の改正）

現行	改正案
<p>(給与)</p> <p>第2条 この条例において給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当及び<u>期末手当</u>をいい、同項第1号により採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、報酬、通勤に係る費用弁償及び<u>期末手当</u>をいう。</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 この条例において給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいい、同項第1号により採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、報酬、通勤に係る費用弁償、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。</p> <p><u>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</u></p> <p><u>第11条の2 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員に対して、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、常勤職員の例により支給する。基準日前1月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員についても同様とする。</u></p> <p><u>(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</u></p> <p><u>第20条の2 給与条例第21条の規定は、任期の定めが6月以上で、基準日において、1週間の勤務時間がフルタイム会計年度任用職員の4分の3以上の勤務時間があるパートタイム会計年度任用職員について準用する。</u></p>

現行	改正案
	<p><u>2 前項により準用する給与条例第21条第2項に規定する職員の区分ごとの総額は、別に規則で定める。</u></p> <p><u>3 第1項により準用する給与条例第21条第3項に規定する勤勉手当基礎額は、別に規則で定める。</u></p>

周南市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（第2条の改正）

現行	改正案
<p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）                      第7条（略）                      2 周南市一般職の職員の給与に関する条例第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>会計年度任用職員を除く。</u>）のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>	<p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）                      第7条（略）                      2 周南市一般職の職員の給与に関する条例第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>当該職員が会計年度任用職員の場合にあっては、会計年度任用職員給与及び費用弁償条例第11条の2又は第20条の2に規定する勤勉手当の支給を受けることができる会計年度任用職員に限る。</u>）のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>

周南市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例新旧対照表（第3条の改正）

現行	改正案
<p>（特定職員についての適用除外）</p> <p>第22条 第4条、第5条、第6条、第8条、第13条、第13条の2、<u>第15条</u>及び第16条の規定は、地公法第22条の2第1項第1号に掲げる職員には適用しない。</p> <p>2 前項の職員のうち、1週間当たりの勤務時間が短い職員として管理者が定めるものについては、第14条の規定を適用しない。</p> <p>3 第4条、第5条、第6条、第8条、第13条、<u>第13条の2及び第15条</u>の規定は、地公法第22条の2第1項第2号に掲げる職員には適用しない。</p> <p>4 （略）</p>	<p>（特定職員についての適用除外）</p> <p>第22条 第4条、第5条、第6条、第8条、第13条、第13条の2及び第16条の規定は、地公法第22条の2第1項第1号に掲げる職員には適用しない。</p> <p>2 前項の職員のうち、1週間当たりの勤務時間が短い職員として管理者が定めるものについては、第14条<u>及び第15条</u>の規定を適用しない。</p> <p>3 第4条、第5条、第6条、第8条、第13条<u>及び第13条の2</u>の規定は、地公法第22条の2第1項第2号に掲げる職員には適用しない。</p> <p>4 （略）</p>

周南市ボートレース事業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例新旧対照表（第4条の改正）

現行	改正案
<p>（特定職員についての適用除外）</p> <p>第24条 第4条、第6条、第8条、第9条、第10条、第13条、第14条、<u>第16条</u>及び第17条の規定は、地公法第22条の2第1項第1号に掲げる職員には適用しない。</p> <p>2 前項の職員のうち、1週間当たりの勤務時間が短い職員として管理者が定めるものについては、第15条の規定を適用しない。</p> <p>3 第4条、第6条、第8条、第9条、第10条、第13条、<u>第14条及び第16条</u>の規定は、地公法第22条の2第1項第2号に掲げる職員には適用しない。</p> <p>4 （略）</p>	<p>（特定職員についての適用除外）</p> <p>第24条 第4条、第6条、第8条、第9条、第10条、第13条、第14条及び第17条の規定は、地公法第22条の2第1項第1号に掲げる職員には適用しない。</p> <p>2 前項の職員のうち、1週間当たりの勤務時間が短い職員として管理者が定めるものについては、第15条<u>及び第16条</u>の規定を適用しない。</p> <p>3 第4条、第6条、第8条、第9条、第10条、第13条<u>及び第14条</u>の規定は、地公法第22条の2第1項第2号に掲げる職員には適用しない。</p> <p>4 （略）</p>